

## 【資料4】

### 令和8年度県民防災意識向上事業業務委託企画提案審査委員会設置要領

(設置及び所掌事務)

第1条 令和8年度県民防災意識向上事業業務に関する企画提案競技（以下、「企画提案競技」という。）の審査及び受託候補者を選定するため、令和8年度県民防災意識向上事業業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(組織及び運営)

第2条 審査委員会は、秋田県総務部総合防災課長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 審査委員会に委員長を置き、委員長は秋田県総務部副危機管理監（兼）副報道監とする。
- 3 委員長は審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 審査委員会の事務局は、総合防災課に置く。

(会議)

第3条 審査委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各委員の指名により、代理を認める。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員長は必要に応じて、審査委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査の実施方法及び基準等)

第4条 審査は、企画提案書によるプレゼンテーションにより実施する。

- 2 審査は、別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者1名を選定する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。